

裁 決 書

審査請求人 住所 神奈川県座間市緑ヶ丘

6-1-23-102

氏名 宮部 龍彦

上記審査請求人から令和5年8月15日付けでなされた「新潟県教育委員会の令和5年7月21日付け教高第711号「公開決定に係る通知書」における部分情報公開の決定」(以下「本件処分」という。)に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

新潟県教育委員会が令和5年7月21日付け行政文書部分公開決定処分により非公開とした部分のうち、別表に掲げる部分を公開する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人から、新潟県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、新潟県情報公開条例(平成13年新潟県条例第57号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、令和5年2月7日付け「令和5年2月3日の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との確認会に係る全ての文書。令和2年以降の、部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との会議に係る全ての文書」(以下「本件行政文書」という。)の公開請求(以下「本件請求」という。)があった。
- 2 実施機関は、本件請求の対応として本件行政文書を対象文書として特定した上で、本件行政文書には部落解放同盟新潟県連合会(以下「団体」という。)に関する情報が記載されているとして、条例第13条第1項の規定に基づき、令和5年3月20日付け団体に対し、意見書提出の機会を与えた。
- 3 団体は、令和5年3月27日付けで本件行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した。

- 4 実施機関は、本件請求の対応として、本件行政文書には、条例第7条第2号及び第6号の規定に該当する情報が含まれていることを理由に、これらの情報が記載された部分を除いて、本件行政文書を部分公開する旨の決定（本件処分）を行い、令和5年7月21日付けで審査請求人及び団体に通知した。
- 5 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年8月15日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し本件審査請求を行った。
- 6 実施機関は、本件審査請求について、令和6年3月22日、条例第17条第1項の規定に基づき、新潟県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、令和7年11月6日、本件審査請求の対象となった行政文書について、非公開とした部分のうち、別表に掲げる部分を公開すべきとの答申を受けた。
- 7 本件審査請求に対しては、令和6年9月25日付けで団体から法第13条第1項の規定により、参加人参加の申立てがあり、同月27日に法第9条第3項において読み替えて適用する法第13条第1項の規定により、実施機関がこれを許可している。
- 8 なお、団体は、本件処分を不服として、実施機関に対し令和5年7月31日付けで、法第2条の規定により、審査請求（以下「別件審査請求」という。）を行うとともに、法第25条第2項の規定により、本件処分の執行停止を申し立てた。これを受け、実施機関は、同年8月4日付けで法第25条第2項の規定により、別件審査請求に対する裁決を行うまで本件処分の執行を停止することを決定し、審査請求人及び団体に通知した。
- また、実施機関は、別件審査請求について、審査会に諮問し、審査会からの答申を受け、令和7年2月14日付けで裁決を行っている。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、条例第7条第2号に該当する部分を除き、本件行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

ア 審査請求書における主張の要旨

審査請求人は、条例に基づき令和5年2月7日付けで本件行政文書を公開請求した。

同年7月22日に部分公開決定処分の送達を受けたが、「公開しない部分及びその理由」が「別紙のとおり」となっており、部分公開決定の内容が不明であったため、実施機関に別紙の送付を要請し、公開する資料一覧、公開しない部分及びその理由等の文書（以下「別紙」という。）を同月25日に受け取った。

別紙には頁番号と公開・一部公開・非公開の別、公開しない理由等のみが書かれ、具体的な文書の表題等は書かれていなかった。そのため、本件行政文書が具体的に何なのかについては、団体と新潟県立高校の間で交わされた文書であること以上のことを見ると、審査請求人は知ることができない。

しかし、審査請求人が独自に保有している（ア）から（オ）の文書によれば、その内容には特定の生徒に関する事実が明確である。特に添付資料（エ）によれば、先述の生徒に関する情報が県立高校職員によって団体に漏洩している。また、他の資料によれば、同様の生徒・児童のプライバシーが団体に継続的に漏洩してきたことがうかがえる。これらの事実は、地方公務員法第34条に違反する疑いもある。

また、（カ）のとおり「確認会」は法務省人権擁護局から「同和問題の啓発には適さない」との見解が出されているものである。

実施機関は非公開部分が条例第7条第6号に該当する理由として「信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」というが、団体と実施機関の不適切な関係により、違法な情報収集が行われているため、法的保護に値するような事務又は事業とは言えず、非公開の理由とすることは相当でない。

イ 反論書における主張の要旨

実施機関による、令和6年3月22日付け弁明書に対して、次のとおり反論する。

弁明書「(2)これに対する弁明」の2段落目によれば、実施機関は「確認会等とは、新潟県立高校において、同和教育の観点から差別事象が疑われる事案が発生した場合に、当該学校の関係者や実施機関、団体等が集まり、その原因を究明し、再発防止のための改善策を協議する会であり、取り扱う事柄は、差別や人権という繊細で配慮の必要な内容である。事案が発生した原因を究明するためには、出席者が生徒の心情や背景、プライバ

シー等を深く掘り下げる、思想・信条など踏み込んだ発言をすることが必要な場合もある」としている。

一方、同 5 段落目では「県立高校の職員から団体に児童・生徒のプライバシーに関する情報が継続的に漏洩していたり、団体において違法な情報収集が行われており、法的保護に値するような事務ではない」とする審査請求人の主張を否定している。

実施機関のこれらの弁明は矛盾である。団体に児童・生徒のプライバシーに関する情報が漏洩した事実がないなら、団体が参加する確認会等の場で生徒の心情や背景、プライバシー等に踏み込むようなやり取りは行われなかつたはずである。

仮に「業務」として行われているような確認会等の場で、生徒のプライバシーを掘り下げるような発言が行われているのであれば、それは生徒のプライバシーが県立高校の職員から団体に継続的に漏洩しているのと同義である。

団体は民間の任意団体に過ぎず、また少なくとも令和 5 年 2 月 3 日の確認会に係る生徒と団体は無関係な立場であり、保護者やクラスメートや、その他利害関係者であるという事情もない。しかも、確認会等の発端が高校教員から団体に情報がもたらされたことであるし、団体は集会で特定の生徒に関する情報まで暴露されている。

以上のことから、県立高校の職員から団体に児童・生徒のプライバシーに関する情報が継続的に漏洩していることについて、実施機関は事実であると認めているのと同然であり、実施機関はそれらの事実を前提とした上で、法的保護に値するような事務事業と言えるかについて弁明できていな

い。

そもそも、審査請求人は生徒のプライバシーないしは個人情報（条例第 7 条第 2 号）に該当するような情報の公開まで求めているものではないから、実施機関の弁明は情報を公開しない理由にならない。

以上のとおり、原処分のうち条例第 7 条第 6 号を理由として非公開とした部分は、違法かつ不当なものである。

ウ 意見書による主張の要旨

審査請求人は、令和 5 年 8 月 15 日付けで審査請求書を提出し、実施機関による令和 6 年 3 月 22 日付け弁明書に対して同年 5 月 28 日付けで反論書を提出したところである。しかし、本件行政文書の部分公開が執行されていなかつたため、審査請求人は具体的な文書の公開箇所及び非公開箇所を確認できない状態で主張をしなければならなかつた。

ようやく令和 7 年 2 月 21 日に、本件行政文書を受理したので、それを受けて前述の審査請求書及び反論書に追加する形で、次のとおり意見を補

充する。

部分公開された文書によれば、実施機関、学校と団体との間で、繰り返し「確認会」「話し合い」「情報提供」といった名目で文書がやり取りされているが、団体関係者の氏名が全て黒塗りされている。

条例第7条第2号は個人に関する情報を非公開とする一方「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」としており、これらが仮に正当な事務事業であるならば、最低限団体の代表者の氏名は公開されて然るべきである。

また、文書の3, 5, 12, 13, 14, 23, 24, 33, 34, 52, 53, 61, 100, 128頁など、多数の教職員の氏名が黒塗りにされていると思料されるものもあるが、これらは条例第7条第2号ウ「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員（地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。）並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」により、公務員の職務上の情報として公開されるべきものである。

実施機関は弁明書において「請求人は、県立高校の職員から団体に児童・生徒のプライバシーに関する情報が継続的に漏洩していたり、団体において違法な情報収集が行われており、法的保護に値するような事務ではないとの主張をしているが、実施機関においてそのような事実があることは承知していない」と主張しているが、これは事実ではない。

具体的には文書の41, 42, 45, 46, 47, 48, 50, 57, 58, 60, 92頁は令和5年7月21日付け行政文書部分公開決定通知書別紙によれば、明らかに個人に関する情報だけが黒塗りにされており、なおかつ団体にその内容が提供されている。黒塗りされているために具体的な内容は推測するほかないが、地名や学校名や学校の内情など、団体が当然知り得る情報ではなく、利害関係に関わるわけでもない情報が含まれていることは一見して明らかである。

63から79頁によれば、「情報提供」として実施機関を通じて特定の学校の複数の生徒の発言内容、指導内容、保護者に連絡した内容までもが団体に提供されている。生徒をはじめとする関係者の氏名こそアルファベッ

トにして秘匿されているが、学校名やクラス、担任の氏名等は実名が提供されていると見られ、明らかに生徒個人が特定され得る情報が団体に提供されている。80 から 95 頁、96 から 110 頁、111 から 136 頁、137 頁以降でも、それぞれ同様のことが行われていることが確認できる。

これら事実は、もはや正当な事務事業とは言えず、教育行政に携わる者としての職業倫理に反する行為であるのみならず、地方公務員法第 34 条 1 項が規定する「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」という守秘義務に明らかに違反する、組織ぐるみの犯罪である。

そのため、審査請求人は、生徒のプライバシーに関する情報までもみだりに公開することを求めるものではない。

しかし、繰り返される「確認会」等で実施機関・学校と団体との間でどのような議論がされ、どのような合意がされたのかといった情報には公共性があり、公にされるべきものである。全般に実施機関・学校と団体が緊密に連携し、生徒や教職員の人権意識の管理・指導にまで深く関与している状況は、公教育の透明性と中立性にかかわる重大な問題であり、県民がこれらを知る権利は明らかに存在する。

実施機関が言うとおり、「出席者が生徒の心情や背景、プライバシー等を深く掘り下げたり、思想・信条など踏み込んだ発言をすることが必要な場合もある」というのであれば、それは条例第 7 条第 2 号に該当するものとして処理できるものである。それ以外の情報を公開することにより、条例第 7 条第 6 号に該当する具体的な支障が生ずることについて実施機関の説明には具体性がなく、また団体との信頼関係を言うのであれば、もはや保護するに値するとは言えないので、再度文書の内容を精査し、条例第 7 条第 2 号を適正に解釈した上で該当する情報のみを非公開として情報の部分公開をやり直すことを強く求める。

2 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求に対し、対象となる文書を特定し、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当する情報を除き、文書の一部を公開する処分を行ったものである。

このうち、条例第 7 条第 6 号に該当するとして実施機関が非公開としたのは、「団体と新潟県立高校との確認会」及び「団体と新潟県立高校との会議」（以下「確認会等」という。）の内容に関わる部分である。確認会等とは、新潟県立高校において、同和教育の観点から差別事象が疑われる事案が発生した場合に、当該学校の関係者や実施機関、団体等が集まり、その原因を究明し、再発防止のための改善策を協議する会であり、取り扱う事柄は、差別や人権と



いう繊細で配慮の必要な内容である。事案が発生した原因を究明するためには、出席者が生徒の心情や背景、プライバシー等を深く掘り下げる、思想・信条など踏み込んだ発言をすることが必要な場合もあるが、会議内容の公開が前提となると、出席者の踏み込んだ発言が抑制され、会議の目的を果たすことができなくなるおそれがある。このような理由から、実施機関、団体のいずれも、会議内容は公開しないとの認識であり、これを公開した場合は、実施機関と団体との信頼関係が損なわれる。

また、新潟県教育振興基本計画に示すように、実施機関では、児童生徒に同和問題についての正しい認識と確かな人権感覚を身に付けさせるための授業づくりや、教職員が同和教育を中核にした人権教育の着実な実践に取り組めるよう、各学校における校内研修や差別の現実に学ぶ現地研修を促進している。さらに、新潟県人権教育基本方針を改定し、「差別の現実を学ぶこと」を示してきた。これは、被差別地域に実際に居住していた人々など被差別の当事者の思いに耳を傾けることをとおして、生徒等が差別をなくするために具体的に行動できる態度を育むことをねらいとしたものである。人権教育、同和教育を推進していくためには、教職員や生徒が被差別の当事者から学ぶことが大切であり、実施機関は、講師招聘等において、団体の協力を得る必要がある。仮に団体との信頼関係が損なわれ、協力を得ることが難しくなれば、人権教育、同和教育の推進という事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことになる。

以上の理由から、部分公開決定を行ったものである。

なお、審査請求人は、県立高校の職員から団体に児童・生徒のプライバシーに関する情報が継続的に漏洩していたり、団体において違法な情報収集が行われており、法的保護に値するような事務ではないとの主張をしているが、実施機関においてそのような事実があることは承知していない。

また、審査請求人は、法務省人権擁護局の通知において、いわゆる確認・糾弾会が同和問題の啓発には適さない旨の見解が出されていることを主張しているが、そのことが会の内容を公開しなければならないということに直接つながるものではない。

なお、本件行政文書は条例第7条第2号及び第6号に該当する部分を非公開とする部分公開決定をしており、公開する部分は、条例第7条各号のいずれにも該当しない。

以上の理由から、原処分に違法又は不当な点はない。

理由

1 実施機関は、上記のとおり審査会から、本件審査請求の対象となった行政

文書について、非公開とした部分のうち、別表に掲げる部分を公開すべきとの答申を受けた。

審査会答申に示された審査会の判断理由は、次のとおりである。

(1) 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県民の知る権利を尊重することが重要であることに鑑み、行政文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県政について県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものである。

一方、この権利も無制限なものではなく、請求された行政文書に情報が記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図る必要があるのであって、それが条例第7条各号において非公開情報として規定されているところである。

よって、審査会としては、本件処分の妥当性について、条例の文理及び趣旨に従って判断することとする。

(2) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、原則として非公開とすることを定めたものである。この規定は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、本号ただし書アからウまでに掲げるものを除き、個人に関する情報は非公開とすることを定めたものと解される。

以下、この考え方に基づき、実施機関が主張する本号該当性について検討する。

ア 審査会において本件行政文書を見分したところ、生徒の差別事象に係る内容、差別事象に対する認識及び差別事象の内容に対する反省といった記載とともに、当該生徒の保護者とのやり取りや当該生徒に対する指導内容に関する詳細な情報の記載が認められた。これらの情報は、通常、他人に知られたくない機微な情報であって、当該生徒の人格に密接にかかわる情報であり、特定の個人を識別することができないとしても、当該生徒の権利利益を侵害するおそれのあるものであることから本号本文に該当するものと認められる。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかであることから、

非公開とした実施機関の判断は妥当である。

イ 教職員の氏名については、通常本号本文に規定する情報に該当するものの、職務遂行に伴うものであるため本号ただし書ウに該当し、公開とすべきものと解される。しかし、本件行政文書には、生徒の差別事象に係る内容、差別事象に対する認識及び差別事象の内容に対する反省といった記載とともに、当該生徒の保護者とのやり取りや当該生徒に対する指導内容に関する詳細な情報が記載されている。これらの生徒に関する記載は、当該生徒の人格に関わる情報であり、当該生徒にとって極めて秘匿性の高い情報である。

当該生徒の関係も考えた場合、教職員の氏名を公にすることで当該生徒が識別されることとなり、当該生徒のプライバシーが侵害されるだけでなく、当該生徒の人格的利益が著しく侵害され、当該生徒の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる。

したがって、本件行政文書に記載された教職員の氏名は、当該生徒の関係において、本号ただし書ウではなく、本号本文に該当するものと判断すべきであり、これを非公開とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 一方、団体から発出された文書の発信者及び団体に宛てた文書の宛先に記載された団体代表者の氏名については、特定の個人を識別することができる情報として本号本文に該当するものではあるが、新聞・テレビ等のマスコミ情報等で既に明らかにされ、かつ、何人も知り得る状態にあることから、本号ただし書アに掲げる情報に該当し、公開することが妥当である。

また、確認会等の参加者が属する団体の名称及びいずれの市町村又は県立高校においても配置されている一般的な公務員の職名に関する情報については、確認会等の開催時期等の情報と照合したとしても特定の生徒を識別することはできないものと考えられる。

したがって、別表に示す確認会等の参加者が属する団体の名称及び一般的な公務員の職名に関する情報は、本号本文には該当しないことから、公開することが妥当である。

(3) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報については、非公開とする旨規定している。

当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとしては、本号のアからオまでに例示されているもののほか、公にすることによ

り、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報や、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報などが該当する。

また、本号は、実施機関に広範な裁量権限を与えるものではなく、本号に該当する情報であるかどうかの判断に当たっては、事務又は事業の根拠となる規定、趣旨等に照らし、その支障の有無、程度等にも十分留意し、個別具体的に検討しなければならない。

以下、この考え方に基づき、実施機関が主張する本号該当性について検討する。

ア 実施機関が本号に該当するとして非公開とした情報は、確認会等の内容に関する情報であって、公開を前提としているものではないこと及び当該情報を公にすることにより、団体と実施機関との信頼関係が損なわれ、協力を得ることが難しくなり、人権教育、同和教育の推進という事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると実施機関は主張する。

審査会で本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には差別事象の解消・解決に向けての関係機関の率直な意見交換に関する情報の記載が認められた。これらの情報は公にすることにより、忌憚のない意見を交わすことが躊躇され、差別事象の解消・解決の妨げとなることが懸念される。

また、実施機関が主張するように、差別の現実に学ぶ現地研修を行うに当たり、団体からの協力が得られなくなることが予測され、人権教育、同和教育の推進という事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、実施機関が本号に該当するとして非公開とした情報のうち、別表に示す箇所を除いた部分については、本号に該当し、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

イ 一方、別表に示す確認会等の参加者が属する団体の名称及び公務員の職名、県の担当者が発言した県の人権教育・同和教育の基本方針について記載された部分については、公にしたとしても団体との信頼関係が損なわれるとは認められない。

したがって、これらの情報は本号には該当せず、公開することが妥当である。

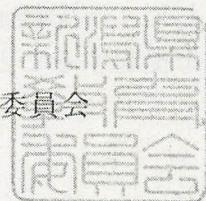
ウ なお、審査請求人は、生徒のプライバシーが県立高校職員によって団体に漏えいしたとして地方公務員法第34条第1項に規定する職員の守秘義務違反を指摘し、また、団体と実施機関の不適切な関係により違法な情報収集が行われ法的保護に値するような事務事業とは言えないと指摘するなど、実施機関の行う事務又は事業において情報が不適切に取り扱

われていることを理由として非公開とした処分は妥当ではない旨主張している。しかし、審査会において、本件行政文書を見分し、実施機関から聴取を行ったところ、実施機関が、確認会等の場において、差別事案の原因究明、再発防止を目的として取得した生徒のプライバシーに関わる情報を当該目的以外で団体に提供するなどの不適切な取扱いが行われている事実は認められなかった。

- 2 審査会の答申は上記のとおりであり、実施機関は、条例第17条第5項の規定に基づき、諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならないことから、審査会の答申を尊重し、主文のとおり裁決する。

令和7年12月23日

新潟県教育委員会



付 記

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

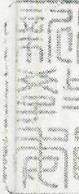


別表

○令和5年2月3日の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との確認会に係る全ての文書

貞	公開すべき部分
1	4行目 22行目1文字目から4文字目まで 24行目 26行目
2	9行目2文字目から13文字目まで 10行目2文字目から9文字目まで 11行目14文字目から15文字目まで 12行目4文字目から7文字目まで 13行目12文字目から13文字目まで
3	17行目12文字目から13文字目まで及び19文字目から20文字目まで 「(2)協議」の表の右欄10行目2文字目から22文字目まで 「(2)協議」の表の右欄11行目1文字目から21文字目まで 「(2)協議」の表の右欄12行目1文字目から21文字目まで 「(2)協議」の表の右欄13行目1文字目から21文字目まで 「(2)協議」の表の右欄14行目1文字目から21文字目まで 「(2)協議」の表の右欄15行目1文字目から21文字目まで
4	「(2)協議」の表の右欄1行目1文字目から22文字目まで 「(2)協議」の表の右欄2行目1文字目から21文字目まで 「(2)協議」の表の右欄3行目1文字目から16文字目まで 「(2)協議」の表の右欄4行目2文字目から22文字目まで 「(2)協議」の表の右欄5行目1文字目から21文字目まで 「(2)協議」の表の右欄6行目1文字目から21文字目まで 「(2)協議」の表の右欄7行目1文字目から19文字目まで 「(2)協議」の表の右欄9行目2文字目から22文字目まで 「(2)協議」の表の右欄10行目1文字目から22文字目まで 「(2)協議」の表の右欄11行目1文字目から22文字目まで 「(2)協議」の表の右欄12行目1文字目から22文字目まで 「(2)協議」の表の右欄13行目2文字目から22文字目まで 「(2)協議」の表の右欄14行目1文字目から22文字目まで 「(2)協議」の表の右欄15行目1文字目から22文字目まで 「(2)協議」の表の右欄16行目1文字目から17文字目まで
5	「職名」欄の5行目、9行目及び11行目から43行目まで
6	1行目10文字目から12文字目まで 7行目1文字目から12文字目まで 8行目1文字目から12文字目まで 9行目11文字目から12文字目まで 10行目11文字目から12文字目まで
11	4行目
12	8行目17文字目から22文字目まで
13	「概要」の表の5行目10文字目から11文字目まで 「概要」の表の6行目5文字目から6文字目まで 「概要」の表の7行目5文字目から6文字目まで 「概要」の表の8行目1文字目から10文字目まで及び15文字目から16文字目まで 「概要」の表の9行目13文字目から15文字目まで 「概要」の表の12行目1文字目から9文字目まで 「概要」の表の14行目1文字目から8文字目まで
14	4行目39文字目から42文字目まで 7行目3文字目から4文字目まで及び11文字目から14文字目まで 8行目13文字目から15文字目まで 9行目1文字目から4文字目まで、7文字目から8文字目まで、16文字目から18文字目及び21文字目から22文字目まで 11行目17文字目から22文字目まで
19	22行目から23行目まで
21	4行目
22	8行目20文字目から35文字目まで

	「概要」の表の 6 行目 10 文字目から 11 文字目まで
	「概要」の表の 7 行目 5 文字目から 6 文字目まで
	「概要」の表の 8 行目 5 文字目から 6 文字目まで
	「概要」の表の 9 行目 12 文字目から 15 文字目まで
23	「概要」の表の 11 行目 14 文字目から 15 文字目まで
	「概要」の表の 12 行目 1 文字目から 10 文字目まで
	「概要」の表の 13 行目 1 文字目から 12 文字目まで
	「概要」の表の 14 行目 1 文字目から 8 文字目まで
	「概要」の表の 17 行目 16 文字目から 19 文字目まで
	6 行目 11 文字目から 13 文字目まで及び 17 文字目から 19 文字目まで
	13 行目 5 文字目から 8 文字目まで、16 文字目から 17 文字目まで及び 18 文字目から 19 文字目まで
24	16 行目 8 文字目から 10 文字目まで、11 文字目から 13 文字目まで及び 35 文字目から 38 文字目まで
	17 行目 15 文字目から 16 文字目まで
	18 行目 16 文字目から 17 文字目まで及び 26 文字目から 27 文字目まで
	19 行目 1 文字目から 4 文字目まで及び 5 文字目から 6 文字目まで
32	5 行目
33	13 行目
	14 行目
	9 行目 1 文字目から 7 文字目まで及び 19 文字目から 20 文字目まで
	10 行目 17 文字目から 19 文字目まで
	11 行目 22 文字目から 25 文字目まで
	12 行目 15 文字目から 18 文字目まで
	13 行目 19 文字目から 20 文字目まで及び 26 文字目から 27 文字目まで
	14 行目 12 文字目から 13 文字目まで、19 文字目から 20 文字目まで及び 26 文字目から 27 文字目まで
	15 行目 1 文字目から 12 文字目まで
	16 行目 1 文字目から 8 文字目まで
34	19 行目 3 文字目から 4 文字目まで
	20 行目 3 文字目から 4 文字目まで、13 文字目から 14 文字目まで及び 50 文字目から 52 文字目まで
	22 行目 16 文字目から 17 文字目まで及び 20 文字目から 23 文字目まで
	23 行目 3 文字目から 4 文字目まで及び 13 文字目から 14 文字目まで
	24 行目 1 文字目から 5 文字目まで
	25 行目 17 文字目から 20 文字目まで
	26 行目 3 文字目から 4 文字目まで
	27 行目 1 文字目から 5 文字目まで及び 6 文字目から 10 文字目まで
	28 行目 3 文字目から 4 文字目まで及び 7 文字目から 10 文字目まで
41	3 行目 1 文字目から 9 文字目まで
	3 行目 1 文字目から 9 文字目まで
	16 行目 16 文字目から 17 文字目まで及び 21 文字目から 22 文字目まで
	17 行目 16 文字目から 17 文字目まで、21 文字目から 22 文字目まで及び 26 文字目から 27 文字目まで
44	18 行目 16 文字目から 17 文字目まで、21 文字目から 22 文字目まで及び 26 文字目から 27 文字目まで
	19 行目 16 文字目から 17 文字目まで、21 文字目から 22 文字目まで及び 26 文字目から 27 文字目まで
	20 行目 16 文字目から 17 文字目まで、21 文字目から 22 文字目まで及び 26 文字目から 27 文字目まで
	4 行目
	20 行目 1 文字目から 4 文字目まで
51	22 行目
	23 行目 17 文字目から 18 文字目まで
	24 行目
	7 行目 1 文字目から 4 文字目まで
52	8 行目 16 文字目から 24 文字目まで
	9 行目 17 文字目から 27 文字目まで
	12 行目 20 文字目から 22 文字目まで及び 24 文字目から 26 文字目まで



	「概要」の表の2行目9文字目から10文字目まで及び14文字目から15文字目まで
	「概要」の表の3行目3文字目から4文字目まで及び18文字目から19文字目まで
	「概要」の表の4行目11文字目から13文字目まで
53	「概要」の表の5行目3文字目から6文字目まで
	「概要」の表の6行目8文字目から9文字目まで
	「概要」の表の11行目1文字目から9文字目まで
	「概要」の表の12行目1文字目から8文字目まで
54	4行目1文字目から9文字目まで
	「概要」の表の3行目5文字目から14文字目まで
61	「概要」欄の「○会議の内容」の表の右欄32行目2文字目から22文字目まで
	「概要」欄の「○会議の内容」の表の右欄33行目1文字目から20文字目まで
	「概要」欄の「○会議の内容」の表の右欄1行目1文字目から20文字目まで
62	「概要」欄の「○会議の内容」の表の右欄2行目1文字目から20文字目まで
	「概要」欄の「○会議の内容」の表の右欄3行目1文字目から20文字目まで
	「概要」欄の「○会議の内容」の表の右欄4行目1文字目から12文字目まで

○令和2年以降の、部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との会議に係る全ての文書

頁	公開すべき部分
63	3行目1文字目から9文字目まで
	「概要」の表の4行目13文字目から14文字目まで
	「概要」の表の5行目5文字目から6文字目まで
	「概要」の表の6行目5文字目から6文字目まで
66	「概要」の表の7行目6文字目から7文字目まで
	「概要」の表の8行目5文字目から6文字目まで
	「概要」の表の9行目6文字目から7文字目まで
	「概要」の表の10行目5文字目から6文字目まで
	「概要」の表の11行目6文字目から7文字目まで
67	13行目7文字目から8文字目まで
	14行目1文字目から2文字目まで
	「概要」の表の4行目13文字目から14文字目まで
	「概要」の表の5行目5文字目から6文字目まで
	「概要」の表の6行目5文字目から6文字目まで
	「概要」の表の7行目6文字目から7文字目まで
70	「概要」の表の8行目5文字目から6文字目まで
	「概要」の表の9行目6文字目から7文字目まで
	「概要」の表の10行目5文字目から6文字目まで
	「概要」の表の11行目6文字目から7文字目まで
	「概要」の表の12行目1文字目から12文字目まで
71	14行目7文字目から8文字目まで
	15行目1文字目から2文字目まで
74	3行目1文字目から9文字目まで
77	3行目1文字目から9文字目まで
	「概要」の表の5行目10文字目から11文字目まで
	「概要」の表の6行目5文字目から6文字目まで
82	「概要」の表の7行目5文字目から6文字目まで
	「概要」の表の8行目5文字目から6文字目まで
	「概要」の表の9行目1文字目から9文字目まで
	「概要」の表の5行目10文字目から11文字目まで
85	「概要」の表の6行目5文字目から6文字目まで
	「概要」の表の7行目5文字目から6文字目まで
	「概要」の表の8行目5文字目から6文字目まで
87	37行目から41行目まで
89	3行目1文字目から9文字目まで
93	3行目1文字目から9文字目まで
96	3行目1文字目から9文字目まで
	4行目
99	16行目12文字目から17文字目まで
	18行目17文字目から24文字目まで

	「概要」の表の2行目10文字目から11文字目まで
	「概要」の表の3行目4文字目から5文字目まで
	「概要」の表の4行目6文字目から7文字目まで
	「概要」の表の5行目5文字目から6文字目まで
	「概要」の表の6行目5文字目から6文字目まで
100	「概要」の表の7行目5文字目から6文字目まで
	「概要」の表の8行目5文字目から6文字目まで
	「概要」の表の9行目5文字目から6文字目まで
	「概要」の表の11行目4文字目から5文字目まで
	「概要」の表の15行目21文字目から24文字目まで
	「概要」の表の16行目1文字目から8文字目まで
	4行目6文字目から7文字目まで
	5行目11文字目から12文字目まで
	6行目1文字目から8文字目まで及び13文字目から14文字目まで
106	7行目8文字目から12文字目まで、16文字目から17文字目まで、21文字目から22文字目まで、26文字目から27文字目まで及び31文字目から32文字目まで
	8行目3文字目から4文字目まで、8文字目から9文字目まで及び13文字目から14文字目まで
108	3行目1文字目から9文字目まで
111	3行目1文字目から9文字目まで
	「概要」の表の6行目4文字目から5文字目まで
	「概要」の表の7行目5文字目から6文字目まで
115	「概要」の表の8行目4文字目から5文字目まで
	「概要」の表の9行目8文字目から9文字目まで
	「概要」の表の10行目
	7行目1文字目から12文字目まで
	8行目1文字目から2文字目まで
116	9行目1文字目から2文字目まで
	10行目1文字目から2文字目まで
	11行目1文字目から2文字目まで
121	3行目1文字目から9文字目まで
124	4行目
125	3行目1文字目から9文字目まで
	6行目6文字目から11文字目まで
	8行目
128	9行目18文字目から19文字目まで
	10行目
	13行目17文字目から19文字目まで及び21文字目から23文字目まで
	7行目1文字目から8文字目まで
	9行目1文字目から12文字目まで
130	10行目8文字目から9文字目まで、28文字目から29文字目まで及び33文字目から34文字目まで
134	3行目1文字目から9文字目まで
137	3行目1文字目から9文字目まで
140	4行目
	11行目
141	12行目
	13行目5文字目から7文字目まで
	「概要」の表の5行目11文字目から12文字目まで及び16文字目から17文字目まで
	「概要」の表の6行目9文字目から11文字目まで
	「概要」の表の9行目1文字目から3文字目まで
142	「概要」の表の10行目1文字目から3文字目まで

この謄本は、原本と相違ないことを証明する。
令和7年12月26日

新潟県教育委員会

